熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和３９年条例第５０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第５条の２　（略） （年額報酬） 第６条　団員には、別表に定める年額報酬を支給する。 ２　前項の年額報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。ただし、免職され、退職し、又は死亡したときは、直ちに支給する。 (1)　第１期　４月１日から９月３０日まで (2)　第２期　１０月１日から翌年３月３１日まで ３　年度の中途において、就職し、又は免職され、退職し、若しくは死亡した場合においては、月割をもってその年分の年額報酬を支給する。 ４　第２項ただし書及び前項の規定は、第１２条第２項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。 ５　昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。 （出動報酬）	（趣旨） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 第２条～第５条の２　（略） （　　報酬） 第６条　団員には、別表に定める　　報酬を支給する。 ２　前項の　　報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。ただし、免職され、退職し、又は死亡したときは、直ちに支給する。 (1)　第１期　４月１日から９月３０日まで (2)　第２期　１０月１日から翌年３月３１日まで ３　年度の中途において、就職し、又は免職され、退職し、若しくは死亡した場合においては、月割をもってその年分の　　報酬を支給する。 ４　第２項ただし書及び前項の規定は、第１２条第２項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。 ５　昇任又は降任により報酬額に異動を生じたときは、その月から新たに該当することとなる報酬を支給する。 （費用弁償）

第６条の２　団員が任務（災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の現場に出動して行うものに限る。）、研修、講習、訓練、予防警戒その他これらに準ずる業務に従事したときは、出動報酬として１回につき４，０００円を支給する。	第６条の２　団員が任務（水火災その他非常災害の現場に出動して行うものに限る。）、訓練、予防警戒その他これらに準ずる業務に従事したときは、費用弁償として１回につき２，６００円を支給する。
２　前項の場合において、１回の従事時間が４時間を超えるときは、以後４時間までごとに４，０００円を同項に規定する額に加算して支給する。	【新設】
３　第１項の出動報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。 (1)　第１期　４月１日から６月３０日まで (2)　第２期　７月１日から９月３０日まで (3)　第３期　１０月１日から１２月３１日まで (4)　第４期　１月１日から３月３１日まで	２　前項の費用弁償は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。 (1)　第１期　４月１日から６月３０日まで (2)　第２期　７月１日から９月３０日まで (3)　第３期　１０月１日から１２月３１日まで (4)　第４期　１月１日から３月３１日まで
【削る】	３　団員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和３３年条例第２２号）別表第１中、消防団長については２号区分、その他の団員については３号区分相当額の旅費を支給するものとし、その支給方法については同条例の規定を準用する。
【削る】	４　前項の規定にかかわらず、団員が研修、講習又は訓練のため熊本県消防学校に入校したときは、費用弁償として日額４，０００円を支給する。
（費用弁償） 第６条の３　団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。 (1)　団長　熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和３３年条例第２２号。以下「旅費支給条例」という。）別表第１に規定する２号区分相当額 (2)　団長以外の団員　旅費支給条例別表第１に規定する３号区分相当額 ２　前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。	【新設】

（出動）

第７条　団員は、招集により出動し任務に従事するものとする。ただし、災害の発生を知ったときは、招集を受けない場合においても直ちに出動するとともに、任務に従事しなければならない。

第８条～第１５条　（略）

附　則　（略）

別表（第６条関係）

階級	報酬額（年額）	階級	報酬額（年額）
団長	82,500円	部長	37,000円
副団長	69,000円	班長	37,000円
分団長	50,500円	その他の団員	36,500円（機能別団員にあっては、8,000円）
副分団長	45,500円		

（出動）

第７条　団員は、招集により出動し任務に従事するものとする。ただし、水火災その他非常災害の発生を知ったときは、招集を受けない場合においても直ちに出動するとともに、任務に従事しなければならない。

第８条～第１５条　（略）

附　則　（略）

別表（第６条関係）

階級	報酬額（年額）	階級	報酬額（年額）
団長	75,000円	部長	25,000円
副団長	60,000円	班長	24,000円
分団長	40,000円	その他の団員	23,000円（機能別団員にあっては、8,000円）
副分団長	34,000円		

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。